

一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札参加者等選定委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本公社の建設工事に係る競争入札を適正に執行するため、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札取扱要綱第35条第2項の規定に基づき、一般財団法人広島市都市整備公社建設工事競争入札参加者等選定委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事に係る標準的な入札参加条件の設定その他必要な事項の検討に関すること。
 - (2) 1件当たりの予定価格が250万円を超える個々の建設工事の入札参加条件の設定又は入札参加者の選考に関すること。
 - (3) 1件当たりの予定価格が250万円を超える個々の建設工事の入札参加申請者について、入札参加資格の有無の確認に関すること。
 - (4) 1件当たりの設計金額が100万円以上の個々の建設工事(緊急に発注を要する応急復旧工事に係る契約事務の特例の適用を受けたもの及び一般財団法人広島市都市整備公社契約規程第22条第13号又は第14号に該当するものを除く。)に係る特命随意契約の採用に関すること。
- 2 前項第2号から第4号までに規定する事務については、1件当たりの設計金額に応じて、第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会を設置し、それぞれ分担するものとする。
- 3 前項に規定する第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会が分担する設計金額の区分は、次のとおりとする。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会	第三選定委員会
設 計 金 額	5億円以上	5千万円以上 5億円未満	5千万円未満

(構成等)

第3条 前条第2項に規定する第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会は、それぞれ次の者をもって構成する。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会	第三選定委員会
委 員	理 事 長 専 務 理 事 常 務 理 事 各 部 の 部 長 (担当部長を除く。)	専 務 理 事 常 務 理 事 各 部 の 部 長 (担当部長を除く。)	(経営管理部の所管に係るもの) 経 営 管 理 部 長 経 営 管 理 課 長 駐 車 駐 輪 管 理 課 長 広 島 港 さ ん 橋 管 理 事 務 所 長 (下水道部の所管に係るもの) 下 水 道 部 長 経 営 管 理 課 長 管 理 担 当 課 長

- 2 第一選定委員会、第二選定委員会及び第三選定委員会にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、それぞれ次の者をもって充てる。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会	第三選定委員会
委 員 長	理 事 長	常 務 理 事 (経営管理部担当)	(経営管理部の所管に係るもの) 経 営 管 理 部 長
			(下水道部の所管に係るもの) 下 水 道 部 長
副 委 員 長	常 務 理 事 (経営管理部担当)	常 務 理 事 (下水道部担当)	(経営管理部の所管に係るもの) 経 営 管 理 課 長
			(下水道部の所管に係るもの) 管 理 担 当 課 長

3 委員長は、それぞれの会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、開催するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、公開しないものとし、何人も会議の内容を他に漏らしてはならない。

(持回り審議)

第5条 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合又はあらかじめ委員全員に了承された審議内容については、書類の持回りの方法により、各委員の表決を求めることができる。

2 持回り審議は、委員の過半数が参加しなければ、行うことができない。

3 前条第3項の規定は、持回り審議について準用する。この場合において、同項中「出席委員」とあるのは「持回り審議に参加した委員」と読み替える。

(委員への説明)

第6条 委員会での検討に際して、その検討の対象案件である工事（以下「当該工事」という。）の概要、入札参加条件の設定内容、入札参加資格の有無等に関する説明は、原則として次に掲げる者が行うものとする。

区 分	第一選定委員会	第二選定委員会	第三選定委員会
説 明 者	当該工事の担当部長 (これに準じる者を含む。)	当該工事の担当部長又は課長 (これに準じる者を含む。)	当該工事の担当課長 (これに準じる者を含む。)

(関係職員の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会資料の提出期限)

第8条 当該工事の担当課長（これに準じる者を含む。）は、委員会での検討に当たり必要となる資料を、委員会開催日の3日前（一般財団法人広島市都市整備公社の休日を定める規則第1項各号に掲げる日を除く。）までに、委員会の庶務を担当する課に提出しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、第一選定委員会及び第二選定委員会にあっては経営管理部経営管

理課、第三選定委員会にあつては、経営管理部の所管に係るものについては経営管理課、下水道部の所管に係るものについては下水道部において処理する。

(委任規定)

第10条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に当たり必要となる事項については、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成8年7月1日から施行する。

(財団法人広島市都市整備公社指名業者選考委員会要領の廃止)

2 財団法人広島市都市整備公社指名業者選考委員会要領(昭和58年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この要領は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。